

民事信託の受託者による債務引受と 新規借入の実務



日時 2019年 **11月22日(金)** 受講料 **25,000円** ※各種会員割引あり (資料代・税込)

14:00～17:00 (受付開始は30分前です)

会場 **TAP高田馬場**

定員 **60名**

講師紹介



かなもり けんいち
金森 健一 氏

ほがらか信託株式会社 常務執行役員
弁護士法人中村綜合法律事務所 弁護士

管理型信託会社「ほがらか信託株式会社」の設立・登録申請業務に従事した後、2013年8月より同社法務コンプライアンス部長、2015年9月より常務執行役員、2018年4月より一般社団法人ファミリービジネス支援機構共同代表。民事・商事の各家族信託の設計・コンサルティング業務、信託業法等のコンプライアンス業務に従事する傍ら、一般向け及び団体・士業向けの信託セミナーで多数講演し信託及び士業による信託業務の普及にも努めている。信託法学会会員。著書として『信託法実務判例研究』(有斐閣)「詐害信託」「受託者の公平義務」を担当)や、成田一正・金森健一・鈴木望『賃貸アパート・マンションの民事信託実務』(日本法令・共同執筆)、『「民事信託」実務の諸問題(1)』駿河台法学32巻2号(<http://doi.org/10.15004/00001992>)などがある。

ごあんない

ローン付きの不動産を信託したい場合や、信託した土地の上にマンション等を建築する場合には、民事信託の受託者は金融機関との間でやりとりをしなければなりません。民事信託を支援する実務家としては、依頼者である受託者側の希望だけを汲んでも不十分です。金融機関として何を心配しているか、何を求めているかを踏まえなければ、債務引受も新規借入も実現しません。他方で、金融機関に言われるがままにすることが依頼者の利益に適うとも限りません。

このセミナーでは、民事信託の受託者側で支援される方に対して、金融機関側のことを知っていただきつつ、依頼者の利益の最大化を目指していただくために必要な事柄をお伝えすることを目的とします。また、民事信託関連業務に日々直面されている金融機関側の方にとっても有益な内容となっております。

次の方に特に
お勧めいたします

- ローン付き不動産の信託や、信託の受託者による新規借入が必要な案件を取り扱っている方、その予定のある方
- 金融機関にて民事信託関連業務に携わっている方
- 借入れを伴う民事信託の提案をされている業者の方(不動産、保険その他)

講座内容

1 委託者からの債務の承継(担保権付不動産の信託)

- (1) 信託設定時における留意点
信託契約条項について
信託契約締結にあたっての注意点
- (2) 信託期間中の信託事務と信託関係者の変動
信託事務の処理
信託関係者の死亡等と債務の処理
- (3) 信託終了時の債務の処理に関する留意点
信託の清算に関する信託法の定めと関係者の合意
積極財産と債務の帰属

2 受託者による新規借入

- (1) 現在の実務と目指すべき実務とのギャップ
- (2) 信託設定時における留意点
信託契約条項について
信託契約締結にあたっての注意点
- (3) 信託期間中での借入れに関する留意点
金銭消費貸借契約について
- (4) 信託終了時の債務の処理に関する留意点

会員割引

- ※1 無料: 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP 実務セミナー 🔍

